受　験　番　号									

令和８年度

貸金業務取扱主任者資格試験問題用紙

次の注意事項をよく読んでください。

（注意事項）

1　試験問題は、試験監督員の指示があるまで開かないでください。

2　試験時間は、13 時 00 分から 15 時 00 分までの 2 時間です。

3　試験時間中、途中退出はできません。試験時間が終了するまでは席を離れないでください。ただし、体調不良などの場合は、静かに手を挙げて試験監督員の指示に従ってください。

4　試験問題用紙に乱丁、落丁、印刷不鮮明がある場合は、手を挙げて試験監督員に合図してください。

5　試験問題の内容に関する質問には一切お答えできません。

6　試験室では試験監督員の指示に従ってください。指示に従わないとき、又は不正行為等の不都合な行為があると認めたときは、退室をさせ、失格となることがあります。

7　答は、別の解答用紙（マークシート）に記入してください。

8　解答用紙への記入は、HB 又はＢの黒鉛筆（シャープペンシル）を使用してください（ボールペンは使用不可）。

9　解答用紙の受験番号欄に、受験票に記載されている受験番号を記入及びマークしてください。

10　試験問題用紙は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

11　出題の根拠となる法令等の基準日は、令和８年４月１日とし、出題に係る法令等については、同日において施行されている法令等とします。

法及び関係法令に関すること

【問題　1】

貸金業法上の貸金業の定義に関する次のａ～ｄの記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～④の中から１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

ａ　金銭の貸付けに係る保証のみを業として行うものは、貸金業に該当しない。
ｂ　物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行う金銭の貸付けで業として行うものは、貸金業に該当しない。
ｃ　金銭の貸付けを業とする会社が当該会社の親会社及び子会社の従業者に対して行う金銭の貸付けで業として行うものは、貸金業に該当しない。
ｄ　金銭の貸借の媒介のみを業として行うものは、貸金業に該当しない。

①　１個　　②　２個　　③　３個　　④　４個

【問題　2】

貸金業の登録を受けようとする者が内閣総理大臣又は都道府県知事に提出しなければならない貸金業法第４条（登録の申請）第１項に規定する登録申請書（以下、本問において「登録申請書」という。）に関する次のａ～ｄの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

ａ　登録申請書に記載する営業所又は事務所（以下、本問において「営業所等」という。）とは、貸金業者又はその代理人が一定の場所で貸付けに関する業務の全部又は一部を継続して営む施設をいい、自動契約受付機、現金自動設備等の設備を含まない。

ｂ　登録申請書に記載する法人の役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものが含まれる。

ｃ　登録申請書に記載する政令で定める使用人とは、貸金業の登録を受けようとする者の使用人で、営業所等の業務を統括する者をいい、貸付けに関する業務に従事する使用人の数が20人以上の従たる営業所等（主たる営業所等以外の営業所等をいう。）においては、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者が含まれる。

ｄ　登録申請書に記載する貸金業の業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所等の電話番号その他の連絡先等であって内閣府令で定めるものとは、電話番号、ホームページアドレス及び電子メールアドレスをいい、このうち電話番号は、場所を特定するもの並びに当該場所を特定するものに係る着信課金サービス及び統一番号サービスに係るものに限られる。

①　ａｃ　　②　ａｄ　　③　ｂｃ　　④　ｂｄ

【問題　3】

貸金業法第８条（変更の届出）に関する次のａ～ｄの記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～④の中から１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

ａ　貸金業者は、その商号、名称又は氏名を変更した場合には、当該変更をした日から２週間以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事（以下、本問において「登録行政庁」という。）に届け出なければならない。

ｂ　貸金業者は、貸金業の他に当該貸金業者の事業として、新たに不動産代理業・仲介業を開始したとしても、その旨を登録行政庁に届け出る必要はない。

ｃ　貸金業者は、その業務の種類として、金銭の貸付けのほかに、新たに金銭の貸借の媒介を追加したとしても、その旨を登録行政庁に届け出る必要はない。

ｄ　貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所の電話番号を変更した場合には、当該変更をした日から２週間以内に、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。

①　１個　　②　２個　　③　３個　　④　４個

【問題　4】

貸金業法第 10 条（廃業等の届出）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 貸金業者が民事再生手続開始の決定を受けた場合においては、当該貸金業者は、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

② 廃業等の届出は、その事由が生じた日から 2 週間以内に行わなければならない。

③ 貸金業者である法人が合併により消滅した場合において、廃業等の届出をしなければならない者は、その消滅した法人を代表する役員であった者である。

④ 貸金業者が死亡した場合においては、その相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、被相続人の死亡後 30 日間は、引き続き貸金業を営むことができる。

【問題　5】

貸金業務取扱主任者制度に関する次のａ～ｄの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

ａ　貸金業務取扱主任者資格試験に合格した者は、当該試験に合格した日から３年以内に貸金業務取扱主任者の登録（以下、本問において「主任者登録」という。）を受けようとする場合を除き、主任者登録の申請の日前６か月以内に行われる登録講習機関が行う講習を受けなければならない。

ｂ　不正の手段により主任者登録を受けたことを理由に主任者登録の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から５年を経過しなければ、主任者登録を受けることができない。

ｃ　貸金業務取扱主任者がその職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反した場合又は著しく不適当な行為を行った場合には、主任者登録の取消しの対象となる。

ｄ　貸金業者は、その営業所又は事務所に置いた貸金業務取扱主任者が定年により退職し、その営業所又は事務所における貸金業務取扱主任者の数が内閣府令で定める数を下回るに至ったときは、その日から２週間以内に貸金業法第12条の３（貸金業務取扱主任者の設置）第１項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

①　ａｂ　　②　ａｄ　　③　ｂｃ　　④　ｃｄ

【問題　6】

貸金業者の禁止行為に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 貸金業者は、その貸金業の業務に関し、資金需要者等に対し、虚偽のことを告げる行為については禁じられているが、貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為については禁じられていない。

② 貸金業者は、その利息（みなし利息を含む。）が出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条（高金利の処罰）に規定する金額を超える利息の契約を締結することについては禁じられているが、利息制限法第１条（利息の制限）に規定する金額を超える利息の契約を締結することについては禁じられていない。

③ 貸金業者は、貸付けの契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によって保険金の支払を受けることとなる保険契約の締結について、自殺による死亡を保険事故とするものは禁じられているが、自殺による死亡を保険事故としないものは禁じられていない。

④ 貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明をすることは禁じられているが、他の貸金業者の利用者を対象として勧誘する旨の表示又は説明をすることは禁じられていない。

【問題　7】

貸金業法施行規則第 10 条の 17 第 1 項に規定する資力を明らかにする事項を記載した書面等（以下、本問において「資力を明らかにする書面等」という。）の提出又は提供に関する次のａ～ｄの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問において、返済能力の調査とは、貸金業法第 13 条第 1 項に規定する返済能力の調査をいう。また、本問における貸金業者は、非営利特例対象法人及び特定非営利金融法人ではないものとする。

ａ　貸金業者は、個人である保証人となろうとする者との間で、貸付けの金額が 100 万円を超える貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合においては、当該保証人となろうとする者の返済能力の調査を行うに際し、当該保証人となろうとする者から資力を明らかにする書面等の提出又は提供を受ける必要はない。

ｂ　貸金業者は、個人である顧客との間で、貸付けの金額が 100 万円を超える極度方式貸付けに係る契約を締結しようとする場合においては、当該個人顧客の返済能力の調査を行うに際し、当該個人顧客から資力を明らかにする書面等の提出又は提供を受ける必要はない。

ｃ　貸金業者は、個人である顧客との間で締結している極度方式基本契約の極度額を 100 万円を超える金額に増額しようとする場合において、当該個人顧客から 2 年前に資力を明らかにする書面等として源泉徴収票の提出を受けており、かつ、当該個人顧客の勤務先に変更がないときは、当該個人顧客の返済能力の調査を行うに際し、改めて、当該個人顧客から資力を明らかにする書面等の提出又は提供を受ける必要はない。

ｄ　貸金業者は、個人である顧客との間で貸付けに係る契約を締結しようとする場合において、当該貸金業者合算額と指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付けの残高の合計額を合算した金額が 100 万円以下であるときは、当該個人顧客の返済能力の調査を行うに際し、当該個人顧客から資力を明らかにする書面等の提出又は提供を受ける必要はない。

①　ａｂ　　②　ａｄ　　③　ｂｃ　　④　ｃｄ

【問題　8】

貸金業法第 15 条（貸付条件の広告等）に関する次のａ～ｄの記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～④の中から１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

ａ　貸金業者が金銭の貸付けの条件について広告をする場合における貸付けの利率の表示は、その年率を百分率で少なくとも小数点以下１位まで表示しなければならない。

ｂ　貸金業者が金銭の貸付けの条件について広告をする場合において、貸金業者の登録番号を表示するときは、登録番号の括弧書については、表示を省略することができる。

ｃ　貸金業者が金銭の貸付けの条件について広告をする場合において、貸金業者登録簿に登録されたホームページアドレスを表示するときは、貸金業者登録簿に登録された電話番号も併せて表示しなければならない。

ｄ　貸金業者が金銭の貸付けの条件について広告をする場合には、主な返済の例について表示しなければならない。

①　１個　　②　２個　　③　３個　　④　４個

【問題　9】

貸金業法第 16 条の 2（契約締結前の書面の交付）に関する次のａ～ｄの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

ａ　貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約を締結しようとする場合には、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、所定の事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。

ｂ　貸金業者は、極度方式基本契約を締結しようとする場合において、極度額が未確定のときは、相手方に交付する当該契約の内容を説明する書面に極度額の上限額を記載することとされている。

ｃ　貸金業者は、貸付けに係る契約について、保証人となろうとする者との間で保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、所定の事項を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面として当該保証契約の概要を記載した書面と当該保証契約の詳細を記載した書面の 2 種類の書面を同時に当該保証人となろうとする者に交付しなければならない。

ｄ　貸金業者は、極度方式基本契約を締結するまでに当該契約の相手方となろうとする者に交付すべき当該契約の内容を説明する書面の交付に代えて、明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供しようとする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方となろうとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

①　ａｂ　　②　ａｃ　　③　ｂｄ　　④　ｃｄ

【問題　10】

貸金業法第 18 条第 1 項の規定による書面（以下、本問において「受取証書」という。）の交付に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 貸金業者は、その営業所の窓口において、貸付けに係る契約に基づく債権の全部について、債務者から弁済を受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、受取証書を当該債務者に交付しなければならない。

② 貸金業者は、預金又は貯金の口座に対する払込みの方法により弁済を受ける場合にあっては、貸付けに係る契約に基づく債権の全部について弁済を受けたときに限り、債務者に受取証書を交付すれば足りる。

③ 貸金業者は、受取証書の記載事項のうち、貸金業者の登録番号及び債務者の商号、名称又は氏名については、弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもって、これらの事項の記載に代えることができる。

④ 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約を締結した債務者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるもの（マンスリーステートメント）を交付することとしている場合には、当該書面を交付することにより、受取証書の交付に代えることができる。

【問題　11】

貸金業法第 19 条（帳簿の備付け）及び同法第 19 条の 2（帳簿の閲覧）に関する次のａ～ｄの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

ａ　貸金業者は、主たる営業所にすべての貸付けの契約に関する帳簿を備え、当該契約の債務者ごとに契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

ｂ　貸金業者向けの総合的な監督指針によれば、帳簿の記載事項である貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録とは、債権の回収に関する記録、貸付けの契約（保証契約を含む。）の条件の変更（当該条件の変更に至らなかったものを除く。）に関する記録等、貸付けの契約の締結以降における貸付けの契約に基づく債権に関する交渉の経過の記録をいう。

ｃ　貸金業者に対して帳簿の閲覧又は謄写を請求することができる者（以下、本問において「帳簿の閲覧等請求権者」という。）は、貸付けの契約の債務者等及びその代理人に限られる。

ｄ　帳簿の閲覧等請求権者が貸金業者に対し帳簿の閲覧又は謄写を請求する場合において、その対象となる帳簿は、当該帳簿の閲覧等請求権者に利害関係がある部分に限られる。

①　ａｃ　　②　ａｄ　　③　ｂｃ　　④　ｂｄ

【問題　12】

指定信用情報機関への個人信用情報の提供等に関する次のａ～ｄの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における貸金業者は、非営利特例対象法人及び特定非営利金融法人ではないものとする。

ａ　加入貸金業者(注１)は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときは、当該信用情報提供契約の締結前に締結した資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約（内閣府令で定めるものを除く。）で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る個人信用情報を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

ｂ　加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方とする極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、当該極度方式基本契約に係る個人信用情報を、加入指定信用情報機関(注２)に提供しなければならない。

ｃ　加入貸金業者は、加入指定信用情報機関に資金需要者等に係る信用情報の提供の依頼（当該資金需要者等に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、当該資金需要者等から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

ｄ　加入貸金業者は、貸金業法第 41 条の 36（指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等）第１項及び第２項に規定する同意を得た場合には、当該同意に関する記録を作成し、個人信用情報を加入指定信用情報機関に提供した日から 10 年間保存しなければならない。

（注１）　加入貸金業者とは、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した相手方である貸金業者をいう。

（注２）　加入指定信用情報機関とは、加入貸金業者と信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関をいう。

①　ａｃ　　②　ａｄ　　③　ｂｃ　　④　ｂｄ

【問題　13】

次のａ～ｄの記述のうち、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律上、その内容が適切なものの組み合わせを①～④の中から１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

ａ　金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭のうち、法令の規定により業として貸付けを行うことができる者がその業として行った貸付けに関し債権者の受ける費用（消費税額等相当額を含む。）であって、口座振替の方法による弁済において、その弁済期に行う口座振替手続に要するものは、利息とみなされない。

ｂ　金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭のうち、契約の締結又は債務の弁済の費用であって、強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきものは、利息とみなされない。

ｃ　金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、元本100万円に対して年２割（20％）の利息の契約を締結する行為は、刑事罰の対象とならない。

ｄ　貸付けの金額50万円について、金銭の貸付け（業として行うものに限る。）を行う者が債務者と年１割５分（15％）の割合による利息の契約をし、その保証（業として行うものに限る。）を行う者が当該債務者と年１割５分（15％）の保証料の契約をしたときは、当該金銭の貸付けを行う者及び当該保証を行う者の両者が刑事罰の対象となる。

①　ａｂ　　②　ａｄ　　③　ｂｃ　　④　ｃｄ

【問題　14】

次の①～④の記述のうち、貸金業法第６条（登録の拒否）第１項各号に規定する事由に該当しないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 貸金業の登録を受けようとする者が個人の場合で、その者が貸付けの業務に３年以上従事した経験を有しない者であるとき。

② 貸金業の登録を受けようとする者が暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者であるとき。

③ 貸金業の登録を受けようとする者の純資産額が5,000万円であるとき。

④ 貸金業の登録を受けようとする者が法人の場合で、その役員のうちに、拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予されている者のあるものであるとき。

【問題　15】

貸金業者の内部管理態勢の整備に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、本問において「監督指針」という。）では、監督指針の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が貸金業者においてなされていない場合には、違法又は不適切な対応に該当するものとされている。

② 監督指針では、社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められるとされている。

③ 監督指針では、貸金業者の監督に当たっては、業績評価や人事考課等において収益目標（ノルマ）に偏重することなく、コンプライアンスを重視しているかに留意するものとされている。

④ 監督指針では、貸金業者の監督に当たっては、貸金業務取扱主任者の機能や貸金業務取扱主任者の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップが行われているかに留意するものとされている。

【問題　16】

貸金業者Ａが貸金業の業務をＢに委託した場合において、監督当局が、Ａの監督に当たって留意するものとされる事項に関する次の①～④の記述のうち、貸金業者向けの総合的な監督指針によれば、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① ＡとＢとの間の委託契約によってもＡと資金需要者等との間の権利義務関係に変更がなく、資金需要者等に対しては、Ａ自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。

② 資金需要者等が委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、Ａが、直ちに、Ｂとの委託契約を解除し違約金をもって資金需要者等の損害を補填するなど、資金需要者等の損害をＢに負担させる措置が講じられているか。

③ Ａが、Ｂにおける法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置を確保しているか、また、外部委託を行うことによって、検査や報告命令、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置を講じているか。

④ ＢがＡから受託した貸金業の業務をＣに再委託した場合には、ＢがＣに対して十分な監督を行っているかについてＡが確認しているか、また、必要に応じ、Ｃに対してＡ自身による直接の監督を行っているか。

【問題　17】

株式会社である貸金業者Ａが資金需要者である顧客Ｂについて行う貸金業法第13条（返済能力の調査）に規定する調査に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① Ａは、法人であるＢとの間で貸付けに係る契約を締結しようとする場合には、Ｂの収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項の調査（以下、本問において「返済能力の調査」という。）を行わなければならない。

② Ａは、個人であるＢとの間で貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介の契約を締結しようとする場合においては、Ｂの返済能力の調査を行うことを要しない。

③ Ａは、事業を営む個人であるＢとの間で極度方式基本契約を締結しようとする場合には、Ｂの返済能力の調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。

④ Ａは、個人であるＢとの間で極度方式貸付けに係る契約を締結しようとする場合においては、Ｂの返済能力の調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することを要しない。

【問題　18】

貸金業法第 13 条の 2（過剰貸付け等の禁止）第 2 項に規定する個人過剰貸付契約から除かれる契約として貸金業法施行規則第 10 条の 21 に定める契約（以下、本問において「除外契約」という。）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 個人顧客の所有する自動車を担保とする貸付けに係る契約であって、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるものは、除外契約に該当する。

② 金融商品取引法施行令第 27 条の 2（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）に定める上場株式を担保とする貸付けに係る契約であって、貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該上場株式の時価の範囲内であるものは、除外契約に該当する。

③ 個人顧客の居宅の用に供する不動産を担保とする貸付けに係る契約は、当該貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であっても、除外契約に該当しない。

④ 売却を予定している個人顧客の不動産の売却代金により弁済される貸付けに係る契約であっても、貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲を超えるものは、除外契約に該当しない。

【問題　19】

貸金業法第 13 条の 2（過剰貸付け等の禁止）第 2 項に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における例外契約とは、個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として貸金業法施行規則第 10 条の 23 で定めるものをいう。

① 債務を既に負担している個人顧客が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であって、当該貸付けに係る契約の 1 か月の負担が当該債務に係る 1 か月の負担を上回るものは、例外契約に該当しない。

② 例外契約に係る貸付けの残高は、貸金業法第 13 条（返済能力の調査）第 3 項第 2 号の規定に基づき算出される個人顧客合算額に算入される。

③ 貸金業者が個人顧客との間で貸付けに係る契約を締結しようとする場合における当該個人顧客に係る基準額は、年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に 3 分の 1 を乗じて算出される。

④ 年間の年金及び恩給の金額は、個人過剰貸付契約に該当するか否かの基準となる年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものには含まれない。

【問題　20】

株式会社である貸金業者Ａは、個人顧客Ｂとの間で極度方式基本契約（以下、本問において「本件基本契約」という。）を締結した。Ａは、Ｂとの間で本件基本契約以外の極度方式基本契約を締結していない。この場合に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① Ａは、本件基本契約に基づく極度方式貸付けの残高の合計額が、貸金業法第13条の３（基準額超過極度方式基本契約に係る調査）第２項に規定する期間（３か月以内）の末日において10万円である場合には、指定信用情報機関が保有するＢに係る信用情報を使用して、本件基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査する必要はない。

② Ａは、本件基本契約締結時に定めた本件基本契約の極度額を増額しようとするときは、Ｂの貸金業法第13条（返済能力の調査）に規定する調査をしなければならない。

③ Ａは、本件基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、本件基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当しないようにするために必要な本件基本契約の極度額の減額又は本件基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止の措置を講じなければならない。

④ Ａは、本件基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止の措置を講じた後にこれを解除した場合には、その日から１か月を経過する日までの間に、指定信用情報機関に個人信用情報の提供を依頼し、本件基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。

【問題　21】

貸金業法第 14 条（貸付条件等の掲示等）及び同法第 23 条（標識の掲示等）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 貸金業者が、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所（以下、本問において「営業所等」という。）ごとに、顧客の見やすい場所に掲示しなければならない貸金業法第 14 条第 1 項各号に掲げる事項（以下、本問において「貸付条件等」という。）には、返済期間及び返済回数が含まれる。

② 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所等ごとに、顧客の見やすい場所に、貸付条件等を掲示しなければならないが、営業所等が貸付けの契約に基づく債権の回収のみを行う施設である場合には、貸付条件等の掲示を要しない。

③ 貸金業者が、内閣府令で定めるところにより、貸付条件等を当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない場合であっても、貸付条件等のうち貸金業務取扱主任者の氏名は、公衆の閲覧に供しなければならない事項から除かれている。

④ 貸金業者は、営業所等ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならず、当該標識には当該貸金業者の商号もしくは名称又は氏名、登録番号、登録有効期間等を記載しなければならない。

【問題　22】

貸金業法第 17 条（契約締結時の書面の交付）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問において、貸金業者は、極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示していないものとする。

① 貸金業者は、極度方式基本契約を締結した相手方に交付すべき当該極度方式基本契約の内容を明らかにする書面（以下、本問において「基本契約書面」という。）に、貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額を 1 回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定を記載しなければならない。

② 貸金業者は、極度方式基本契約を締結した相手方に基本契約書面を交付した場合において、当該基本契約書面に記載した事項のうち、極度額を引き下げたときは、変更後の内容を記載した基本契約書面を交付する必要はない。

③ 貸金業者が極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約を締結した相手方に交付すべき当該極度方式貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面（以下、本問において「個別契約書面」という。）には、貸付けの利率、返済の方式等の基本契約書面の記載事項と重複する事項の記載を省略することができる。

④ 貸金業者が、債務者との間で、極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約を締結した後に、当該債務者との合意により、その貸付けの利率を引き上げた場合において、当該債務者に対し、変更後の内容を記載した基本契約書面を交付したときは、変更後の内容を記載した個別契約書面を交付する必要はない。

【問題　23】

貸金業法第 21 条（取立て行為の規制）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号その他の貸金業法第 21 条第 2 項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

② 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者が、債務者等に対し、支払を催告するために送付する書面又はこれに代わる電磁的記録に記載又は記録する事項である当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名については、貸金業者向けの総合的な監督指針によれば、当該債権を管理する部門又は営業所等において、当該債権を管理する者の氏名を記載することとされている。

③ 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、当該書面に封をする方法、本人のみが使用していることが明らかな電子メールアドレスに電子メールを送付する方法その他の債務者の借入れに関する事実が債務者等以外の者に明らかにならない方法により行わなければならない。

④ 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があったときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、その相手方に書面を提示するか又は口頭で十分に説明しなければならない。

【問題　24】

貸金業法第 24 条（債権譲渡等の規制）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 貸金業法第 19 条（帳簿の備付け）及び第 19 条の 2（帳簿の閲覧）の規定は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があった場合における当該債権の譲受人について準用される。

② 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項及びその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について貸金業法第 24 条第 1 項に規定する条項の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。

③ 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡する場合において、当該貸金業者が当該債権を譲り受ける者に対して貸金業法第 24 条第 1 項の規定に基づく通知をしないことにつき当該債権を譲り受ける者から事前の書面による承諾を得たときは、当該通知を省略することができる。

④ 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有する者に、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託をしたときは、その相手方が当該債権の取立てに当たり貸金業法第 21 条（取立て行為の規制）第 1 項の規定に違反し、又は刑法もしくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯さないように、相当の注意を払わなければならない。

【問題　25】

貸金業法第 24 条の 6 の 2（開始等の届出）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡したとき又は他の貸金業者から貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事（以下、本問において「登録行政庁」という。）に届け出なければならない。

② 貸金業者は、貸金業協会に加入又は脱退したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。

③ 貸金業者は、第三者に貸金業の業務の委託を行ったとき又は当該業務の委託を行わなくなったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。

④ 貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約（貸金業法第 41 条の 20 第 1 項第 1 号に規定する信用情報提供契約をいう。）を締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。

【問題　26】

貸金業者に対する監督等に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 内閣総理大臣又は都道府県知事（以下、本問において「登録行政庁」という。）は、その登録を受けた貸金業者が貸金業法第 12 条（名義貸しの禁止）の規定に違反した場合においては、その登録を取り消さなければならない。

② 登録行政庁は、その登録を受けた貸金業者が正当な理由がないのに、当該登録を受けた日から３か月以内に貸金業を開始しないとき、又は引き続き３か月以上貸金業を休止した場合には、その登録を取り消すことができる。

③ 登録行政庁は、その登録を受けた貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該貸金業者に対して、その必要の限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

④ 貸金業者向けの総合的な監督指針によれば、不祥事件(注)の届出があった場合には、事実関係（当該行為が発生した営業所等、当該行為者の氏名・職名・職歴（貸金業務取扱主任者である場合にはその旨）、当該行為の概要、発覚年月日、発生期間、発覚の端緒）、発生原因分析、改善・対応策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて貸金業法第 24 条の６の 10（報告徴収及び立入検査）に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者の自主的な業務改善状況を把握することとされている。

（注） 不祥事件とは、貸金業法施行規則第 26 条の 25（開始等の届出）第１項第４号に規定する「役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為」をいう。

【問題　27】

複数の営業的金銭消費貸借契約（以下、本問において「第一契約」、「第二契約」又は「第三契約」という。）に関する次の①～④の記述のうち、利息制限法上、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① Aは、Bとの間で、元本を80万円とし利息を年1割8分（18％）とする第一契約を締結し80万円をBに貸し付けた後、第一契約に基づく債務の残高が50万円である時点において、元本を70万円とし利息を年1割8分（18％）とする第二契約を締結し70万円をBに貸し付けた。この場合、第一契約及び第二契約における利息の約定は、いずれも年1割5分（15％）を超過する部分について、無効となる。

② Aは、Bとの間で、元本を40万円とし利息を年1割8分（18％）とする第一契約を締結し40万円をBに貸し付けると同時に、元本を80万円とし利息を年1割8分（18％）とする第二契約を締結し80万円をBに貸し付けた。この場合、第一契約及び第二契約における利息の約定は、いずれも年1割5分（15％）を超過する部分について、無効となる。

③ Aは、Bとの間で、元本を90万円とし利息を年1割8分（18％）とする第一契約を締結し90万円をBに貸し付けた。その後、貸金業者であるCは、BがAから90万円を借り入れた事実を把握した上で、Bとの間で、元本を10万円とし利息を年2割（20％）とする第二契約を締結し10万円をBに貸し付けた。この場合、第二契約における利息の約定は、年1割8分（18％）を超過する部分について、無効となる。

④ Aは、Bとの間で、元本を20万円とし利息を年1割8分（18％）とする第一契約を締結し20万円をBに貸し付けた。Aは、BがAに対して第一契約に基づく債務をすべて弁済した後に、Bとの間で、元本を5万円とし利息を年2割（20％）とする第二契約を締結し5万円をBに貸し付けると同時に、元本を20万円とし利息を年1割8分（18％）とする第三契約を締結し20万円をBに貸し付けた。この場合、第二契約における利息の約定は、年1割8分（18％）を超過する部分について、無効となる。

貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること

【問題　28】

行為能力に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 成年被後見人の法律行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為であっても、取り消すことができる。

② 補助開始の審判の請求ができる者のうち本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

③ 被保佐人は、元本を利用するには、その保佐人の同意を得なければならないが、元本を領収するには、その保佐人の同意を得る必要はない。

④ 未成年者は、単に権利を得る法律行為をする場合であっても、その法定代理人の同意を得なければならない。

【問題　29】

法律行為の無効及び取消しに関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 無効な行為は、追認によっても、その効力を生じないが、当事者がその行為の無効であることを知って追認をしたときは、新たな行為をしたものとみなされる。

② 制限行為能力者は、法定代理人、保佐人又は補助人の同意がなければ、自己の法律行為を取り消すことができない。

③ 成年被後見人は、取消しの原因となっていた状況が消滅する前であっても、成年後見人の同意を得て、取り消すことができる行為の追認をすることができる。

④ 追認をすることができる時より前に、取り消すことができる行為によって取得した権利の譲渡があったときは、以後、取消権者は、当該行為を取り消すことができない。

【問題　30】

貸主Ａは、借主Ｂに対し、金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権を有している。この場合に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① Ｂに対して金銭債権を有する第三者Ｃは、Ｂの所有する甲土地につき強制執行を申し立て、甲土地を差し押さえた。この場合において、Ａは、Ｂとの間に、Ｂについて強制執行があったことを期限の利益喪失事由とする旨の特約がなければ、Ｂに対し、貸金返還請求権について期限の利益の喪失を主張することができない。

② Ｂが破産手続開始の決定を受けた。この場合において、Ａは、Ｂとの間に、Ｂが破産手続開始の決定を受けたことを期限の利益喪失事由とする旨の特約がなければ、Ｂに対し、貸金返還請求権について期限の利益の喪失を主張することができない。

③ Ｂは、Ａに対して負う借入金債務の担保としてＢの所有する乙建物に抵当権を設定したが、乙建物を無断で取り壊し、当該抵当権は消滅した。この場合において、Ａは、Ｂとの間に、Ｂが担保を滅失させたことを期限の利益喪失事由とする旨の特約がなければ、Ｂに対し、貸金返還請求権について期限の利益の喪失を主張することができない。

④ Ｂは、Ａに対して負う借入金債務の担保としてＢの所有する丙建物に抵当権を設定したが、丙建物は落雷により滅失し、当該抵当権は消滅した。その後、Ｂは、Ａとの間で当該抵当権に代わる担保を供する旨の合意をしたにもかかわらず、当該合意に従った担保を供しなかった。この場合において、Ａは、Ｂとの間に、Ｂの担保提供義務の不履行を期限の利益喪失事由とする旨の特約がなければ、Ｂに対し、貸金返還請求権について期限の利益の喪失を主張することができない。

【問題　31】

債務不履行の責任等に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限が到来した後、債権者から履行の請求を受けた時から履行遅滞の責任を負う。

② 債務の不履行に際し、特別の事情によって生じた損害については、債権者は、当事者がその事情を予見することができたとしても、その賠償を請求することができない。

③ 金銭債務の不履行について損害賠償額の予定をしなかった場合には、その債務不履行による損害賠償について、債権者は、自己の被った損害を証明しなければ、その賠償を請求することができない。

④ 金銭債務の不履行による損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

【問題　32】

Ａは、Ｂとの間で、Ａを貸主としＢを借主とする金銭消費貸借契約を締結し、Ｂに金銭を貸し付けた。当該貸付けについては、個人であるＣが、Ａとの間で、ＢがＡに対して負う借入金債務を主たる債務として保証契約を締結している。この場合に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

①　Ｂが本件借入金債務につき期限の利益を喪失した場合には、Ａは、その旨をＣに通知しているか否かにかかわらず、Ｂが期限の利益を喪失した時から生じた遅延損害金に係る保証債務の履行を請求することができる。

②　本件保証契約が一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする根保証契約である場合において、本件保証契約に極度額の定めがなかったとしても、本件保証契約は、極度額の定めのない個人根保証契約として有効に成立する。

③　Ｂは株式会社であり、Ｃはその代表取締役であって、本件借入金債務は、Ｂがその事業のために負担したものであった。本件保証契約は、その締結に先立ち、その締結の日前１か月以内に作成された公正証書でＣが保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。

④　Ｂが、その事業のために負担する本件借入金債務を主たる債務として、Ｃに保証人となることを委託するにあたり、Ｃに対し、財産及び収支の状況等の民法第 465 条の 10（契約締結時の情報の提供義務）第１項に定める事項に関して情報を提供していないためにＣがその事項について誤認をし、それによって、Ｃは、Ａとの間で本件保証契約を締結した。この場合において、Ｂがその事項に関して情報をＣに提供していないことをＡが知っていたときは、Ｃは、本件保証契約を取り消すことができる。

【問題　33】

ＡのＢに対する貸付金債権（以下、本問において「本件債権」という。）の譲渡に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① ＡとＢとの間で本件債権の譲渡を禁止する旨の意思表示（以下、本問において「本件譲渡禁止の意思表示」という。）がなされている場合において、Ａは、本件債権をＣに譲渡した。この場合には、Ｃが本件譲渡禁止の意思表示がなされていることを知っているか否かにかかわらず、Ｂは、本件債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債務の履行地が債権者の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の住所を含む。）の供託所に供託することができる。

② 本件譲渡禁止の意思表示がなされている場合において、Ａに対し債権を有するＣの申立てにより本件債権が差し押さえられ、その差押命令がＡ及びＢに送達された。この場合において、Ｃが本件譲渡禁止の意思表示がなされていることを知っていたときは、Ｂは、Ａに対する本件債権の弁済をもってＣに対抗することができる。

③ Ａは、本件債権をＣに譲渡し、その旨をＢに通知した。当該通知が確定日付のある証書によるものではない場合には、Ｃは、本件債権の譲渡をＢに対抗することができない。

④ Ａは、本件債権をＣ及びＤに二重に譲渡した場合において、いずれの債権譲渡についても、ＡからＢに対して確定日付のある証書による通知がなされた。ＡＤ間の債権譲渡の通知よりも先にＡＣ間の債権譲渡の通知がＢに到達したとしても、ＡＤ間の債権譲渡の通知に係る確定日付がＡＣ間の債権譲渡の通知に係る確定日付よりも早い日であったときは、Ｄは、本件債権の譲受けをＣに対抗することができる。

【問題　34】

ＡがＢに対して有する金銭債権を「甲債権」とし、ＢがＡに対して有する金銭債権を「乙債権」とする。この場合に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 甲債権はＡがＢの債権者Ｃから譲り受けたものであり、甲債権にはＣとＢとの間で相殺禁止の特約がなされていたが、譲受けの時点において、Ａは、その特約について善意かつ無過失であった。この場合において、Ａは、甲債権と乙債権とを対当額で相殺することができない。

② 甲債権について弁済期が到来していなければ、乙債権については弁済期が到来していたとしても、Ａは、甲債権と乙債権とを対当額で相殺することができない。

③ 乙債権が差押えを禁じられたものである場合において、Ａは、甲債権と乙債権との相殺をもってＢに対抗することができる。

④ Ｂに対して貸金債権を有するＣの申立てに基づき乙債権が差し押さえられ、その差押命令がＡに送達された後に、Ａは、甲債権を取得した。この場合において、Ａは、甲債権と乙債権との相殺をもってＣに対抗することができる。

【問題　35】

被相続人Ａには、その遺族として、既に死亡した配偶者との間の子Ｂ、婚姻の届出をしていない内縁の配偶者Ｃ、ＡとＣとの間に生まれＡが認知した子Ｄがいる。この場合の法定相続分に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 法定相続分は、Ｂが４分の１、Ｃが２分の１、Ｄが４分の１である。
② 法定相続分は、Ｂが３分の２、Ｄが３分の１である。
③ 法定相続分は、Ｂが２分の１、Ｄが２分の１である。
④ 法定相続分は、Ｂが２分の１、Ｃが４分の１、Ｄが４分の１である。

【問題　36】

意思表示に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① Ａは、その所有するパソコンをＢに売却する意思がないにもかかわらず、Ｂとの間でそのパソコンをＢに売却する旨の売買契約を締結し、Ｂにパソコンを引き渡した。Ｂは、当該売買契約の締結の時点で、Ａの意思が真意でないことを知っていた。その後、Ｂは、ＡとＢとの間の事情を知らないＣとの間で、そのパソコンをＣに売却する旨の売買契約を締結し、Ｃにパソコンを引き渡した。この場合において、Ａは、ＡＢ間の売買契約の無効をＣに対抗することができない。

② Ａは、Ｂと通じて虚偽の意思表示により、Ｂとの間でＡが所有するパソコンをＢに売却する旨の売買契約を締結し、Ｂにパソコンを引き渡した。その後、Ｂは、ＡとＢとの間の事情を知らないＣとの間で、そのパソコンをＣに売却する旨の売買契約を締結し、Ｃにパソコンを引き渡した。この場合において、Ａは、ＡＢ間の売買契約の無効をＣに対抗することができる。

③ Ａは、誤って、Ａが所有するパソコンの売買代金を実際よりも１桁少なく契約書に記載し、Ｂとの間でそのパソコンをＢに売却する旨の売買契約を締結し、Ｂにパソコンを引き渡した。Ｂは、Ａの錯誤を知りながら、当該錯誤の事情を知らず、知らないことに過失のないＣとの間で、そのパソコンをＣに売却する旨の売買契約を締結し、Ｃにそのパソコンを引き渡した。この場合において、Ａは、錯誤を理由にＡＢ間の売買契約を取り消したとしても、その取消しをＣに対抗することができない。

④ Ａは、Ｂの強迫により、Ｂとの間でＡが所有するパソコンをＢに売却する旨の売買契約を締結し、Ｂにパソコンを引き渡した。その後、Ｂは、当該強迫の事情を知らず、知らないことに過失のないＣとの間で、そのパソコンをＣに売却する旨の売買契約を締結し、Ｃにパソコンを引き渡した。この場合において、Ａは、強迫を理由にＡＢ間の売買契約を取り消したときは、その取消しをＣに対抗することができる。

【問題　37】

時効に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

② 裁判上の和解によって権利が確定したときは、時効はその時から新たに進行を始める。

③ 債権者が自己の有する債権について訴えを提起した場合において、訴えを取り下げたときは、当該債権について時効の完成猶予の効力は生じない。

④ 仮差押え及び仮処分には、時効の更新の効力は認められていない。

【問題　38】

質権及び抵当権に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 質権は、設定行為に別段の定めがあるときを除き、元本、利息、違約金、質権実行の費用、質物の保存の費用及び債務の不履行又は質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保する。

② 動産質の設定は、当事者間で質権設定の合意をしただけでは、その効力を生じない。

③ 同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その抵当権の順位は、登記の前後による。

④ 抵当権者は、後順位抵当権者がいる場合において、利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の３年分についてのみ、その抵当権を行使することができる。

【問題　39】

債務の弁済に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の時にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。

② 弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意がない場合において、弁済として提供した給付が全ての債務を消滅させるのに足りないときは、まず、弁済を受領する者が、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

③ 弁済の提供は、債務の本旨に従って現実にしなければならないが、債権者があらかじめその受領を拒み、又は債務の履行について債権者の行為を要するときは、弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる。

④ 債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者とともにその権利を行使することができる。

【問題　40】

契約の解除に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってするが、その解除の意思表示は一方的に撤回することはできない。

② 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、相当の期間を定めてその履行の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。

③ 当事者の一方が契約を解除し、各当事者がその相手方を原状に復させる義務を負う場合において、各当事者は、同時履行の抗弁を主張することができない。

④ 当事者の一方が契約を解除し、各当事者がその相手方を原状に復させる義務を負う場合において、金銭を返還するときは、その受領の時からの利息を付さなければならない。

【問題　41】

破産法及び民事再生法に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属するが、営業又は事業の譲渡、商品の一括売却、借財等、破産法第 78 条（破産管財人の権限）第２項に規定する行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

② 破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権は、財団債権に該当し、破産手続によらないで、破産財団から随時弁済を受けることができる。

③ 再生債務者は、その業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる処分が裁判所によってなされた場合を除き、再生手続が開始された後も、その業務を遂行し、又はその財産を管理しもしくは処分する権利を有する。

④ 再生債権者は、再生計画認可の決定が確定した後は、再生債務者（管財人が選任されている場合にあっては管財人）が再生計画の履行を怠ったことを理由として、裁判所に対し、再生計画の取消しを申し立てることはできない。

【問題　42】

犯罪による収益の移転防止に関する法律についての次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 貸金業者が個人である顧客との間で金銭の貸付けを内容とする契約を締結するにあたっては、本人特定事項のほか取引を行う目的及び職業を確認しなければならないが、このうち取引を行う目的及び職業の確認方法は当該顧客からの申告による方法とされている。

② 貸金業者は、株式会社である顧客（その株式を金融商品取引所に上場しているものを除く。）との間で金銭の貸付けを内容とする契約を締結するにあたって取引時確認を行う場合には、当該顧客の当該取引時確認だけでなく、当該顧客のために当該貸金業者との間で当該取引時確認の対象となる取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行わなければならない。

③ 貸金業者は、顧客との間で金銭の貸付けを内容とする契約を締結するにあたり取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成し、当該契約が終了した日から７年間保存しなければならない。

④ 貸金業者は、貸金業に係る業務に係る取引について、顧客が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（犯罪収益等隠匿）の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、金融庁長官（貸金業の登録が財務（支）局長の場合）又は都道府県知事（貸金業の登録が都道府県知事の場合）のほか、所轄の警察署長に届け出なければならない。

資金需要者等の保護に関すること

【問題　43】

個人データの第三者提供に関する次の①～④の記述のうち、個人情報の保護に関する法律（以下、本問において「個人情報保護法」という。）上、その内容が適切なものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 個人情報取扱事業者は、同一事業者内で他部門へ個人データを提供する場合には、個人データの第三者提供に当たるため、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

② 個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第 27 条（第三者提供の制限）第２項に基づき、オプトアウトにより個人データを第三者に提供する場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ所定の事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

③ 個人情報取扱事業者は、事業譲渡に伴って譲渡先に個人データを提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

④ 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他所定の事項に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から５年間保存しなければならない。

【問題　44】

消費者契約法に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切なものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 事業者は、消費者に対し、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に基づき損害賠償又は違約金の支払を請求する場合において、当該消費者から説明を求められたときは、損害賠償の額の予定又は違約金の算定の根拠の概要を説明するよう努めなければならない。

② 消費者契約の条項のうち、消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部を消費者が支払期日までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額に年 14.6 % の割合を乗じて計算した額を超えることとなるものは、その条項自体が無効となる。

③ 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する消費者契約の条項は、当該条項において事業者、その代表者又はその使用する者の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることが明らかなものであっても、その条項自体が無効となる。

④ 事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者に対して重要事項について事実と異なることを告げる行為をしたことにより、当該消費者が、当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、当該消費者契約は、その効力を生じない。

【問題　45】

個人情報の保護に関する法律についての次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの又は個人識別符号が含まれるものをいい、前者については他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる場合には、その照合が容易であるかどうかを問わず、個人情報に該当する。

② 個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除いた者をいい、事業の用に供している者であれば、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡を問わず、個人情報取扱事業者に該当する。

③ 個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいい、電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳は、メールアドレスと氏名を組み合わせた情報が入力されている場合には、個人情報データベース等に該当する。

④ 個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいい、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、個人に関する情報に該当するものではないため、個人関連情報には該当しない。

【問題　46】

個人情報の保護に関する法律についての次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

② 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を請求することができる。

③ 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データがあらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲で取り扱われている場合であっても、その利用目的を制限し又は当該保有個人データの利用の停止又は消去を請求することができる。

④ 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが個人情報の保護に関する法律第 27 条（第三者提供の制限）第 1 項又は第 28 条（外国にある第三者への提供の制限）の規定に違反して第三者に提供されている場合には、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

【問題　47】

日本貸金業協会が定める紛争解決等業務に関する規則についての次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 契約者等もしくは加入貸金業者である個人、法人又は権利能力なき社団であって貸金業務関連紛争の当事者である者は、貸金業相談・紛争解決センターに対し紛争解決手続開始の申立て（以下、本問において「申立て」という。）をすることができる。

② 申立てをした申立人が加入貸金業者である場合であって、相手方が紛争解決手続実施同意の回答をしている場合には、相手方の同意を得た場合に限り、申立人は、その申立てを取り下げることができる。

③ 紛争解決委員は、申立てに係る紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し提示して、その受諾を勧告することができ、当事者双方が当該和解案を受諾したときには、その時点で当該和解案の内容で和解が成立したものとされる。

④ 紛争解決委員は、和解案の受諾の勧告によっては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、貸金業務関連紛争の解決のために必要な特別調停の審判をすることができる。この場合において、当該審判がなされたときは、その時点で当該審判の内容で和解が成立したものとみなされる。

財務及び会計に関すること

【問題　48】

貸借対照表に関する次の①～④の記述のうち、会社計算規則上、その内容が適切なものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 長期貸付金は、流動資産に属するものとされている。
② 工具、器具及び備品であって、耐用年数が１年以上のものは、有形固定資産に属するものとされている。
③ 社債は、流動負債に属するものとされている。
④ 未払費用は、固定負債に属するものとされている。

【問題　49】

企業会計原則（大蔵省企業会計審議会発表）の一般原則に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① 企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

② 資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。

③ 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。

④ 株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それぞれの目的に応じて適用する会計処理の方法を使い分けて異なる会計記録に基づいて作成しなければならない。

【問題　50】

企業会計原則（大蔵省企業会計審議会発表）の損益計算書原則に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを１つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

① すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

② 未払費用及び未収収益は、これを当期の損益計算から除去し、前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。

③ 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

④ 費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。